

令和2年度 第2回向日市社会教育委員の会議（書面開催）	
日 時	令和2年7月3日（金）～令和2年7月15日（水）
場 所	—
出席委員	永井委員、高畑委員、植田委員、安田委員、横田委員、梅田委員、中本委員、河村委員、築山委員、吉岡委員、平野委員、竹林委員
欠席委員	—
事務局	—
内 容	1 令和2年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について
委員	<p>○議題1についての質問</p> <p>補助金は、今年度の事業計画とその申請額との妥当性を勘案して交付されるものと認識している。</p> <p>今年度は、コロナ禍の影響により、当初の予定どおりには事業が実施できないものが多々出てくるものと予想され、それはどうしようもないことだと考える。</p> <p>しかし、この申請時（6月下旬）には既に中止されたものや、今後の予定として中止が決定しているものもあると思われるが、何ら訂正がなされていないのはいかがか。いくつかの団体では、見え消しや、中止、あるいは検討中と明記されており、せめてそのように表現して交付申請する必要があると考える。</p>
生涯学習課	<p>中止されたもの、中止が決定しているものについては、ご指摘どおり見え消し、中止、検討等の明記が好ましいと考えます。再度、交付申請書に添付の事業計画書を確認したところ、中止されたと思われる事業がありましたので、当該団体に確認し、補正修正いたしました。</p> <p>なお、今後の事業については、コロナウイルスの状況によって直前に中止になる可能性もあると思われませんが、申請時点では実施の予定であるものと理解しており、いくつかの団体からもそのように伺っております。</p>
委員	<p>今年度は新型コロナウイルス感染予防の影響で、補助金交付を受けている全ての団体が、事業計画どおりの活動ができない可能性があると思われる。このような場合の補助金交付規定はどのようになっているのか。</p> <p>また、事業計画に挙がっていて実施できなかった場合、既に交付されたお金はどうなるのか。</p>
生涯学習課	向日市社会教育関係団体育成補助金交付要綱第11条により「補助金の全部又は一部を使用しなかったとき」は「交付決定の取り消しや、補助金の全部若しくは一部

	<p>の返還を命ずることができる」と規定されています。</p> <p>したがって、団体活動の休止や、大幅な運営規模の縮小があった場合等は、年度途中の返還や翌年度の補助金額の減額も考えられます。</p> <p>なお、各団体への運営補助金は、年間の運営に要する経費について補助するものであるため、現実的には翌年度当初の実績報告により判断することになると思われます。</p>
委員	<p>「向日市スポーツ文化協会」と「向日市少年スポーツ団体」の対前年増減の理由を教えてください。</p>
生涯学習課	<p>公益財団法人向日市スポーツ文化協会は、人件費の定期昇給等による増額、向日市少年スポーツ団体は登録団体の減少による減額であります。</p>
委員	<p>向日市少年スポーツ団体とひまわりカップは、今年度の事業計画が資料1の社会教育関係団体に対する補助金交付計画に記載されているが、当該団体自体からの申請は見当たらなかった。計画に対する交付の妥当性を諮られているのかと思われるが、判断のしようがない。</p>
生涯学習課	<p>向日市少年スポーツ団体に対する補助の流れは、年度当初に団体登録を行い、年度末に実績に基づいた交付申請をいただくものであるため、昨年度の実績を参考にご確認いただいているものです。</p> <p>なお、今年度のひまわりカップ体操競技大会は、中止との連絡がありました。</p>
委員	<p>○議題1についての意見</p> <p>補助金交付については、交付を受けられる団体の目的と趣旨が、向日市の社会教育に寄与しているかが基本で、それに加え前年度の活動実績と次年度の活動計画の内容も重要だと思っている。この度の先の見えない事態の中、補助金の使い方を明確に示すことが必要ではないかと思う。</p> <p>各団体とも従来通りの活動ができないとしても、目的が果たせるような内容の活動を工夫して行っていかれると思っているが、生涯学習課としても適切なアドバイスや情報提供をお願いしたい。</p>
生涯学習課	<p>向日市の社会教育のため、鋭意努力いたします。</p> <p>上記のとおり、意見等聴取後、委員への回答送付をもって、会議開催としました。</p>